

保 安 規 程

供 給		東京電力(株) 支社			営業センター
ふりがな 設置者名		0 (0)			0
事 業 場	住 所				0
	名 称				0
	業 种				0
ふりがな 電気管理技術者		第 F2078 号	0	資格 :	0
所 属		0			
受 電 設 備	設備容量	0	KVA	契約種別	0
	最大電力	0	KW		
	受電電圧	6,600	V		
発 電 設 備	非常用予備	200	V KW	種類	
	常用	-	V - KW		
作成年月日		平成 年 月 日			

保 安 規 程 届 出 日		平成 年 月 日	
自家用電気工作物の使用開始日		平成 年 月 日	
主 な 変 更 事 項			
届 出 日	届 出 事 項		
代 行 者 氏 名	No. 氏名:		
P C B 機 器	使用中、 保管中、 該当無		

保 安 規 程

目 次

第1章 総 則

第1条	目的	3
第2条	保安業務の委託	3
第3条	法令及び規程の遵守	3
第4条	細則の制定	3
第5条	規程等の改正	3

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

第6条	保安に関する業務の管理	3
第7条	設置者の業務	3
第8条	従事者の業務	3

第3章 保 安 教 育

第9条	保安教育	3
第10条	保安に関する訓練	3~4

第4章 工事計画及び実施

第11条	工事計画	4
第12条	工事の実施	4

第5章 使用前自主検査

第13条	使用前自主検査	4
------	---------	---

第6章 保 守

第14条	巡視、点検、試験	4
第15条	巡視、点検、試験	4
第16条	事故の応急処置等	4

第7章 運転又は操作

第17条	運転又は操作	4
------	--------	---

第8章 長期間の保管

第18条	発電設備の長期間の保管	4
第19条	運転の開始	4

第9章 災 害 対 策

第20条	防災体制	5
------	------	---

第10章 記 錄

第21条	記 錄	5
------	-----	---

第11章 責 任 の 分 界

第22条	責任の分界点	5
第23条	需要設備の構内	5

第12章 雜 則

第24条	危険の表示	5
第25条	測定器具類の整備	5
第26条	設計図、書類の整備	5
第27条	手持書類等の整備	5

別表 巡視、点検及び試験の基準 6~8

別図 需要設備の構内図 9

保 安 規 程

第1章 総 則

[目的]

第1条 0 (以下「当事業所」という)における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という)第42条第1項の規程に基き、この規定を定める。

[保安業務の委託]

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務は、電気事業法施工規則第52条第2項の規定に基く要件、告示に該当する者(以下「電気管理技術者」という)に委託するものとする。

2. 前項の保安の監督に係る業務の委託については、電気管理技術者との契約によって定めるものとする。

[法令及び規程の遵守]

第3条 当事業場の電気工作物設置者及び従事者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

[細則の制定]

第4条 この規程を実施するため必要と認められた場合には別に細則を制定するものとする。

[規程等の改正]

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気管理技術者と協議するものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

[保安に関する業務の管理]

第6条 当事業所の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務は
0 (以下「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

2. 電気管理技術者に委託した保安の監督に係る業務については電気管理技術者と連絡する者(以下「連絡責任者」という)をあらかじめ指名しておくものとする。
3. 連絡責任者を変更した場合は、ただちに電気管理技術者に通知するものとする。
4. 連絡責任者を原則として電気管理技術者の業務に立ち会わせるものとする。

[設置者の義務]

第7条 当事業所の電気工作物の工事、維持及び運用については電気管理技術者と協議し、電気管理技術者の意見を尊重するものとする。
2. 法令に基いて行う所官官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に關係ある場合には、電気管理技術者と協議するものとする。
3. 所官官庁が法令に基いて行う検査・審査には、電気管理技術者を立ち会わせるものとする。

[従事者の義務]

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気管理技術者が保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保 安 教 育

[保安教育]

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な教育を行うものとする。

2. 前項の教育については、電気管理技術者と協議の上、実施するものとする。

[保安に関する訓練]

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

2. 前項の演習訓練については、あらかじめ電気管理技術者と協議の上行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

[工事計画]

第11条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止をいう）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し電気管理技術者の意見を求めるものとする。

[工事の実施]

第12条 電気工作物の工事の実施にあたっては、電気管理技術者に工事の監督を行わせ、完成した場合には竣工検査を行わせ保安上支障のないことを電気管理技術者に確認させるものとする。

2. 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 使用前自主検査

[使用前自主検査]

第13条 設置者は法令に基づく使用前自主検査に関して、電気管理技術者の保安監督の基に実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存しなければならない。

2. 設置者は法令に基く使用前自主検査に関して、電気管理技術者の指導、監督のもとに必要な検査要員を配置して実施しなければならない。

第6章 保 守

[巡視、点検、試験]

第14条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、別表に定める基準にしたがい行うものとする。

2. 前項の巡視、点検及び試験は、電気管理技術者と協議の上これを適確に実施するものとする。

第15条 巡視、点検、試験の結果、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という）に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

[事故の応急措置等]

第16条 電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれのある場合には、電気管理技術者その他の関係先に迅速に連絡又は報告し、電気管理技術者の指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2. 事故その他の異常の発生原因の探究及び再発防止にあたってとるべき措置については、電気管理技術者の協力を求め、必要に応じて精密検査を行わせるものとする。

第7章 運 転 又 は 操 作

[運転又は操作]

第17条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、電気管理技術者の意見を聞いてあらかじめ定め、電気室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

2. 受電用遮断器の操作にあたっては、電気管理技術者は必要に応じて東京電力株式会社に連絡を行うものとする。

第8章 長 期 間 の 保 管

[発電設備の長期間の保管]

第18条 発電設備を相当期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行うほか、防錆、防湿等必要な対策を講じるものとする。

[運転の開始]

第19条 発電設備を相当期間保管の後運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行い、保安の確保に万全を期すものとする。

第9章 災害対策

[防災体制]

第20条 災害その他非常の場合に備えて電気工作物の保安を確保するために、電気管理技術者の意見をきいて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

2. 第16条第1項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。
3. 連絡責任者は災害その他非常の場合において緊急に送電を停止する必要があると判断したときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第10章 記録

[記録]

第21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。

2. 法定自主検査の結果は法令に基き、記録し保存するものとする。
3. 主要電気機器の補修については別に定める設備台帳及び補修記録により記録し、必要な期間保存するものとする。

第11章 責任の分界

[責任の分界]

第22条 東京電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

[需要設備の構内]

第23条 需要設備の構内は別図に示すとおりとする。

第12章 雜則

[危険の表示]

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置される場所には、取扱者以外の者が立ち入らないよう、出入口に施錠装置及び立ち入り禁止表示を設けるものとする。

[測定器具類の整備]

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

[設計図、書類の整備]

第26条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取り扱い説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

[手続書類等の整備]

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別紙巡視、点検及び試験の基準項目

【需要設備】

項目 対象	月次点検	年次点検	精密点検	項目 周期	試験及び測定
(引込電線路設備)					
区分開閉器	損傷、汚損、異臭等、接地状態の外観	左記と同じ		1年	絶縁抵抗測定、地絡継電器の整定動作試験、開閉器との連動試験
電線及び支持物	電線間及び樹木との離隔距離、支持物の状態	左記と同じ			
ケーブル	ヘッド、接続函、分岐函等接続部、油漏れ、布設部の無断掘削、接地、標識の確認、他物との離隔距離、保護状態			1年	絶縁抵抗測定
(受電盤設備)					
断路器 負荷開閉器	汚損、油漏れ、きれつ、過熱、発錆、損傷、変形、支持、表示灯、その他必要事項、外観点検、接地線の接続状態	左記の他、ゆるみ、操作工具、機構点検、付属装置の状態、接地線接続部点検	絶縁油特性試験	1年 隨時	絶縁抵抗測定 特性動作試験 開閉器との連動試験
母線	損傷、腐食、過熱、変色、異臭、電線の弛み、離隔距離目視点検	左記の他母線の高さ、接続部分、クランプ類、がいし類、支持物の腐食、損傷、過熱、緩み、変形		1年	絶縁抵抗測定
変圧器	外部の損傷、がいし、腐食、油漏れ、汚損、振動、音響、温度、発錆、過熱、取付け状態、接地線の接続状態	左記の他接地線接続部点検	絶縁油特性試験	1年 月次 隨時	絶縁抵抗測定 B種(Ig)測定
計器用変成器	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、過熱、ヒューズの異常その他必要事項	左記の他亀裂、緩み、断線、接触、脱落、コンパウンドの異常、端子記号確認、接地線接続部点検		1年	絶縁抵抗測定
避雷器	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、その他の必要事項	左記の他亀裂、緩み、コンパウンドの異常、接地線接続部点検		1年	絶縁抵抗測定
高圧配電盤	計器の異常、表示灯の点灯状態、操作、切り替え開閉器等の異常、裏面の塵埃、汚損、過熱、断線、その他必要事項	左記の他機器、配線の接続部分の緩み、端子配線符号の確認、接地線接続部点検		1年 月次	絶縁抵抗測定 保護継電器の動作特性試験、開閉器との連動試験 電流、電圧測定
高圧進相コンデンサー	外部の損傷、油漏れ、汚損、音響、振動、ふくらみ、温度、腐食、取付け状態	左記の他接地線の接続状態		1年	絶縁抵抗測定
(接地設備)					
接地線	機種、容量によるサイズ、配線、接続点の状態、漏えい電流(Ig)測定が容易に出来る状態か、断線、損傷、その他必要事項	左記の他接続点の緩み		1年	接地抵抗測定
保護管	損傷、腐食、発錆、支持状態				
表示タイ、表示板	損傷、腐食、発錆、支持状態				
(配電設備(屋外電線路を含む))					
配電用変圧器	受電設備と同じ	受電設備と同じ		1年	絶縁抵抗測定
ケーブル	引込電線路と同じ			1年	絶縁抵抗測定
電線及び支持材	引込電線路と同じ			1年	絶縁抵抗測定
断路器、遮断器 開閉器類	受電設備と同じ	受電設備と同じ	絶縁油特性試験	1年 隨時	絶縁抵抗測定 特性動作試験
(構造物)					
受電室建物、キュービックル式受・変電設備(金属性外箱)、開放型受・変電設備	外観点検、粉塵、浸食、温度、換気、施錠、水の浸入・浸透、雨雪・鳥虫類等の浸入防止、基礎状態、照明の状況、危険表示、フェンス等	月次点検で確認出来ない必要事項		1年	

【需要設備】

項目 対象	月次点検	年次点検	精密点検	項目 周期	試験及び測定
(負荷設備)					
電動機と他回転器	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状態等について注意をする、整流子、刷子、集電環等、接地線の接続状態	制御装置点検 接地線接続部点検		1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
電熱乾燥設備	運転者が温度、変形、損傷等について注意をする、接地線の接続状態、過熱、熱線の腐食、取付け部の状況	各部の変形、損傷、ゆるみ、過熱物との隙間状況 接地線接続部点検		1年	絶縁抵抗測定
照明設備	異臭、汚損、不点	開閉器、器具の接続		1年	絶縁抵抗測定
配線	開閉器の点検、湿気、塵埃等、電装チェック	開閉器、器具の接続		1年	絶縁抵抗測定
低压配電盤	外観点検、粉塵、過熱、損傷、温度、端子の緩み、変色、施錠等、接地線の接続状態、負荷に対する開閉器容量の適否の確認	左記の他、電線接続部の緩み、及び接地線接続点確認		1年	絶縁抵抗測定
(非常用予備発電装置)					
原動機、発電機、始動装置	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損、過熱の有無、機械器具、配線の取付け状態、遮断器等の保護装置の取付け状態、接地線の接続状態	左記の他発電中の電圧、周波数(回転数)の異常の有無、接地線の接続部確認		1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器動作特性試験、保護継電器と遮断器等連動動作試験自動始動・停止試験
(蓄電池設備)					
蓄電池、操作盤	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損、過熱、バッテリー液の有無、表示灯、計器類の指示の確認、接地線の接続状態	左記と同じ、他接地線の接続部確認		1年	蓄電池電圧測定、蓄電池のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
(負荷設備)					
配線、配線器具、低压機器等	(外観点検) 電気工作物の異音、臭気、汚損等の有無、電線と他物との離隔距離の適否、接地線の接続状態	左記と同じ、他接地線の接続部確認		1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

【内燃力発電所・ガスタービン発電所】

項目 対象	月次点検	年次点検	精密点検	項目 周期	試験及び測定
(発電設備)					
原動機、発電機、始動装置	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無、機械器具の配線取付け状態及び過熱の有無、接地線の接続状態、運転中の発電電圧及び周波数(回転数)の異常の有無、計器類、表示灯の確認	左記の項目と同じ、他接地線接続点の緩み		1年 月次	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 電圧、電流測定
(配電盤等)					
遮断器、開閉器、変圧器、制御装置、保護繼電器等	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無、開閉器等の保護装置の取付け状態、接地線の取付け状態	左記の項目と同じ、他接地線の接続点の緩み		1年 月次	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護繼電器動作特性試験及び保護繼電器と遮断器等の連動動作試験 B種(Ig)測定
(燃料供給設備)					
貯蔵・供給装置	外観点検、異臭、損傷、汚損、発銃等の有無、燃料貯蔵量の確認				
(冷却・排熱回収設備)					
(構造物)					
発電設備の建物・室、キューピクルの金属箱・給・排気設備	P6(構造物)と同じ				

【太陽電池発電所】

項目 対象	月次点検	年次点検	精密点検	項目 周期	試験及び測定
太陽電池アレイ 接続箱 パワーコンディショナー 系統保護装置	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損、汚損等の有無、機械器具、配線取付け状態及び過熱の有無、開閉器等の保護装置の取付け状態、接地線の接続状態	左記の項目点検の他単独運転検出機能の確認、指示計器の状態、接地線接続点の緩み		1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

【風力発電所】

項目 対象	月次点検	年次点検	精密点検	項目 周期	試験及び測定
(発電設備)					
発電装置(風車)、支持工作物電気系統、運転制御装置	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無、他物との離隔距離の適否、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無、開閉器等の保護装置の取付け状態、接地線の接続状態	左記の項目と同じ、他接地線接続点の緩み		1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護繼電器の動作特性試験及び保護繼電器と遮断器等の連動動作試験
蓄電池設備	(外観点検) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無、電線の取付け状態及び過熱の有無、接地線の接続状態	左記と同じ、他接地線接続点の緩み		1年 月次	蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重温度測定 蓄電池電圧測定

(注) 「隨時」とは電気管理技術者が必要と認めた場合をいう。

別 図 需 要 設 備 の 構 内 図

需要設備の構内図

附近図（最寄駅より記入すること）

責 任 分 界 点	構内第1号柱上に設置したP A Sの電源側接続点		
受 電 所	受電設備 キュービクル形、 オープン形 屋外（地上）、屋内（　階）		
受 電 用 開 閉 器	PAS形、UGS形、なし	主遮断装置	PF-S形、PF-CB形、OCB形 VCB形

(注) 使用区域は赤い線で囲む。責任分界点は赤×印で表示する。 (○で囲む)